

## 調 達 公 告

公募型プロポーザル方式により業務の受注者を選定するので、次のとおり公告する。

令和8年5月20日

鳥取県知事 平井伸治

### 1 業務の概要

#### (1) 業務名

令和8年度あいサポート・アートとっとり祭企画運営業務（以下「本業務」という。）

#### (2) 業務内容

令和8年度あいサポート・アートとっとり祭企画運営業務委託プロポーザル実施要領（以下「実施要領」という。）の別添1「令和8年度あいサポート・アートとっとり祭企画運営業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおりとする。

#### (3) 業務期間

契約締結日から令和8年12月25日まで

#### (4) 予算額

金17,058,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

### 2 参加資格要件

この公募型プロポーザル（以下「本プロポーザル」という。）に参加する資格を有する者は、単独事業者又は共同事業者とし、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

#### (1) 単独事業者に関する要件

ア 鳥取県内に本店、支店、営業所又はその他の事業所（以下「県内事業所」という。）等を有していること。ただし、県内事業所に従業員が常駐していることが確認できる場合に限る。

イ 令和6年鳥取県告示第507号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続き等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その業種区分がイベント・広告・企画の広告・広報及びイベント企画・運営のいずれにも登録されている者であること。

ウ 本件調達の公告日から本業務の企画提案書の提出の日までのいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

エ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

オ 本件調達の公告日から本業務の企画提案書の提出の日までのいずれの日においても会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による民事再生手続開始の申立てがなされていないこと。

カ 本プロポーザルに係る共同事業者の構成員でないこと。

キ 法人格を有していること。

#### (2) 共同事業者に関する要件

構成団体が共同して本業務に携わり、それぞれの得意分野で実力を最大限に発揮することでより効果的、効率的に運営することが可能な場合は、共同事業者による参加を可とする。

ア 共同事業体の全ての構成員が次の競争入札参加資格のいずれかの業種区分に登録されていること、及びそれぞれの業種区分に構成員の1以上の者が登録されていること。

(ア) イベント・広告・企画の広告・広報

(イ) イベント・広告・企画のイベント企画・運営

イ 各構成員は、上記(1)の要件ア、ウからオ及びキの要件を全て満たしていること。

ウ 各構成員が、本プロポーザルにおいて参加する単独事業者又は他の共同事業体の構成員でないこと。

### 3 審査方法

審査は、「令和8年度あいサポート・アートとっとり祭企画運営業務委託プロポーザル審査会」を開催し、あらかじめ提出された書類、プレゼンテーション及び質疑応答を受けて、実施要領の別添2「令和8年度あいサポート・アートとっとり祭企画運営業務委託プロポーザル審査要領」に基づき、審査員が個別に審査採点(100点満点)し、その点数を合計する方法により得点を算出して行う。

### 4 選定方法

3により最も高い得点を獲得した者を、最優秀提案者として選定する。なお、最優秀提案者以外の者についても、得点順に順位付けを行う。

### 5 手続き等

#### (1) 書類の提出先及び問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220番地

鳥取県福祉保健部ささえあい福祉局障がい福祉課社会参加推進室

電話：0857-26-7678

ファクシミリ：0857-26-8136

電子メール shougaifukushi@pref.tottori.lg.jp

#### (2) 実施要領及び仕様書等の交付

実施要領及び仕様書等は、本件調達の公告日から令和8年6月15日(月)までの間にインターネットの鳥取県福祉保健部ささえあい福祉局障がい福祉課ホームページ

(<https://www.pref.tottori.lg.jp/shougaifukushi/>) から入手するとともに、希望者には、プロポーザル実施要領4のとおり直接交付する。

### 6 参加表明書等及び企画提案書の提出

#### (1) 参加表明書等の提出

本プロポーザルに参加しようとする者は、令和8年5月29日(金)までの日(日曜日及び土曜日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分までに、実施要領5(1)に掲げる有効な提出書類を実施要領15の場所に持参、郵送、ファクシミリ又は電子メールにより提出すること。郵送による場合は、書留郵便(親展と明記すること。)又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの(親展と明記すること。)により提出期限までに必着のこととする。持参による場合を除き、実施要領15の場所に事前に電話連絡すること。

#### (2) 企画提案書の提出

上記(1)に掲げる有効な参加表明書等を提出期限までに提出した者であって、本業務に係る企画提案書の提出を希望する者は、令和8年6月15日(月)までの日(日曜日及び土曜日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分までに実施要領7(1)に記載する企画提案書等を作成の上、実施要領15の場所に持参又は郵送により提出すること。郵送による場合は、書留郵便(親展と明記すること。)又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第

6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展と明記すること。）により提出期限までに必着のこととし、併せて実施要領15の場所に事前に電話連絡すること。

## 7 企画提案のプレゼンテーションの実施

審査に当たり、審査委員に対してプレゼンテーションを行う。

次により、企画提案書に係るプレゼンテーションを実施する。

- (1) プレゼンテーション日時 令和8年6月下旬以降（参加者に後日通知する。）
- (2) プレゼンテーション場所 鳥取県庁内会議室（参加者に後日通知する。）
- (3) プレゼンテーション持ち時間 40分程度  
プレゼンテーション（20分以内（厳守））  
質疑応答（20分程度）

### (4) 使用機器等

プロジェクター及びスクリーンは、発注者が会場に準備する。その他、プレゼンテーションに必要な物は参加者が準備すること。

### (5) その他

企画提案書等の提出後の内容の差し替え、追加は認めない。

なお、情勢によりプレゼンテーションの実施方法を変更する場合がある。その場合は、参加表明者に別途通知する。

## 8 契約の締結

4により最優秀提案者として選定された者と契約締結の協議を行い、見積書を徴して契約を締結する。

この協議には、企画提案書の趣旨を逸脱しない範囲内での内容の変更の協議も含む。

協議が不調のときは、4により順位付けられた上位の者から順に契約の締結の協議を行う。

## 9 契約保証金

契約の相手方（以下「受注者」という）は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）第113条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第112条第4項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

## 10 その他

(1) 次のいずれかに該当する場合は、提出された企画提案書を無効とする。

ア 2の参加資格のない者から企画提案書が提出された場合。

イ 虚偽の記載がなされた企画提案書が提出された場合。

ウ 6（1）の参加表明書等の提出が提出期限までにない者から企画提案書が提出された場合及び6（2）の提出期限を過ぎて企画提案書が提出された場合。

エ 審査の公平性を害する行為があった場合。

(2) 参加費用等

本プロポーザルへの参加に係る経費は参加者の負担とする。

(3) その他

ア 詳細は、実施要領による。

イ 契約書の作成に当たり、仕様書中の契約条項を契約書に記載した場合は、当該契約条項を仕様書から削除する。

ウ 仕様書中の契約条項を契約書に記載する場合において、契約書の様式に合わせるため、当該契

約条項の趣旨を変えない範囲で用語を変更するときがある。

(4) 暴力団の排除

受注者が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる旨契約書に記載するものとする。

なお、受注者が次に掲げる事項のいずれかに該当することを理由に鳥取県が契約を解除するときは、受注者は違約金として契約金額の10分の1に相当する金額を県に支払わなければならない。

また、受注者が次に掲げる事項のいずれかに該当するかどうかを、鳥取県警察本部に照会する場合がある。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団の構成員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 次に掲げる行為の相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら当該行為を行ったと認められるとき。

(ア) 暴力団員を役員等（受注者が法人の場合にあってはその役員及び経営に事実上参加している者を、受注者が任意の団体にあつてはその代表者及び経営に事実上参加している者をいい、非常勤を含むものとする。以下同じ。）とすることその他暴力団又は暴力団員を経営に関与させること。

(イ) 暴力団員を雇用すること。

(ウ) 暴力団又は暴力団員を代理、あっせん、仲介、交渉等のために使用すること。

(エ) いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えること。

(オ) 暴力団又は暴力団員を問題の解決等のために利用すること。

(カ) 役員等が暴力団又は暴力団員と密接な交際をすること。

(キ) 暴力団もしくは暴力団員であること又は（ア）から（カ）までに掲げる行為を行うものであると知りながら、その者に物品の製造、仕入れ、納入その他業務を下請等させること。